

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に大多喜町障がい者施策推進計画（障害者基本法に基づく第3次障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく第4期障がい福祉計画）を、平成30年に大多喜町第5期障がい福祉計画・大多喜町第1期障がい児福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も、ともに地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指して施策を推進してきました。

この間、障がい者施策にかかわる主な関連法令の成立・改正が多くあり、障がい者を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

直近では、平成30年3月に国の「障害者基本計画（第4次）」が策定され、障がい者は必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であると捉え、基本的な考え方や方向が示されました。

また、平成30年4月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

今年度で前述の計画の期間が終了することから、これらの状況を反映し、両計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、本町の障がい者施策の新たな指針として、大多喜町障がい者施策推進計画（第4次障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）を策定しました。

【参考】障がい者福祉にかかわる近年の動向

国では、平成 18 年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成 30 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現が重視されるようになりました。地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」)の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)の導入
	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の施行	・障がいのある人に対する差別をなくすため、「差別」を具体的に定めるとともに、差別の解消に向けたしくみを定めている ・施行後、平成 19 年、平成 24 年の2回にわたり改正
H21	障がい者制度改革推進本部の設置(閣議決定)	・障がい者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障がい者の範囲の見直し(発達障がいを追加)
H23	【改正】障害者基本法の施行	・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行(障害者自立支援法の改正)	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加)
H26	障害者権利条約の批准	・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大

年	主な制度・法律	主な内容
H28	障害者差別解消法の施行	・障がい者を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進基本計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※令和2年4月一部施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進を目的とする

第2節 計画の位置づけ（計画の法的根拠、関連計画）

本計画は、以下の3つの法に基づいたものとして位置づけます。

①市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)

⇒町の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

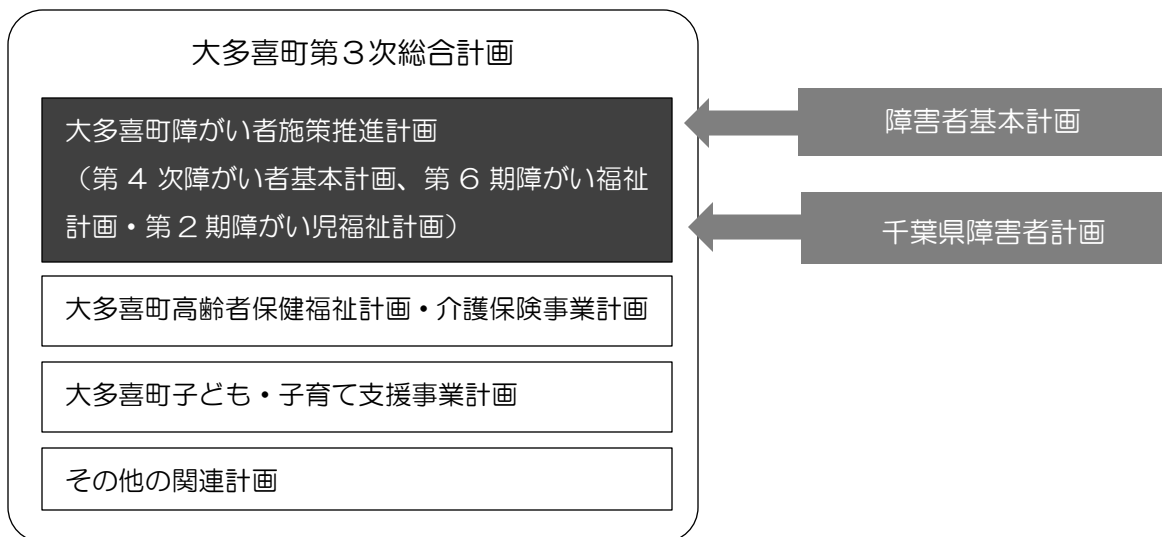
②市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)

⇒計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制を定める計画です。

③市町村障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項)

⇒計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量や提供体制を定める計画です。

また、大多喜町第3次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画や、国の「障害者基本計画」及び千葉県の「千葉県障害者計画」と整合を図っています。



第3節 計画の期間

「第4次障がい者基本計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とし、一体的に策定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次障がい者基本計画						
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画						

第4節 計画の対象者

本計画の対象とする障がい者（障がいのある人）は、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、「障がい」は単に「機能障がい」を指すだけでなく、「能力障がい・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障がい者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

本計画で対象となる障害者総合支援法上のサービスを含む障がい者施策と、主に高齢者を中心とした介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。

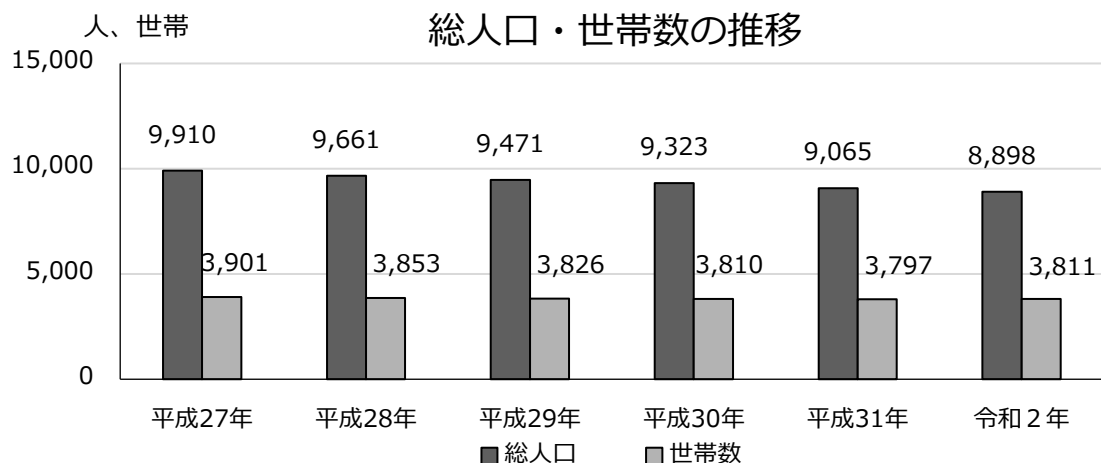
これらのサービスメニューについて、65歳以上の障がい者や、介護保険制度の特定疾病（脳血管疾患等）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障がい者施策で実施されます。障がい者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障がい者施策によるサービスを併用する場合があります。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 障がい者数の状況

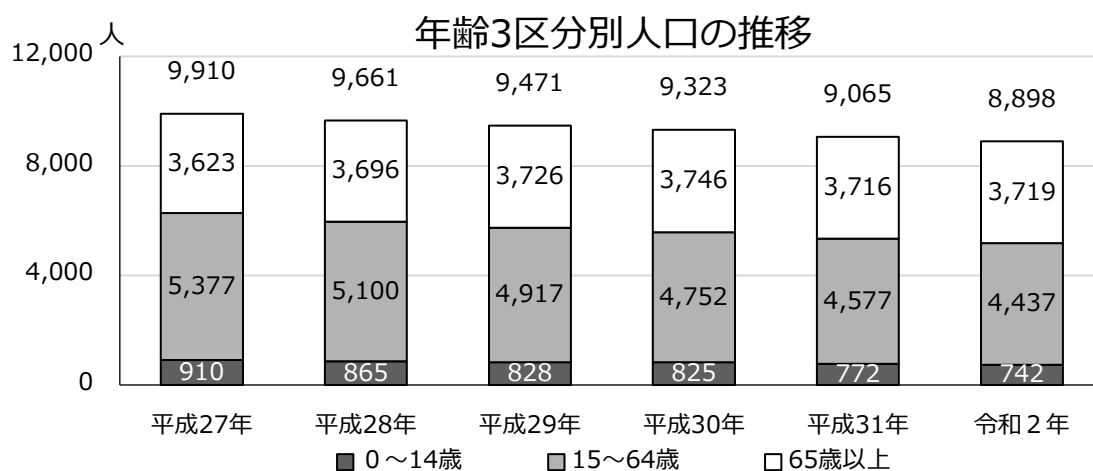
1 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年には9千人を下回って8,898人となっています。世帯数は緩やかな減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

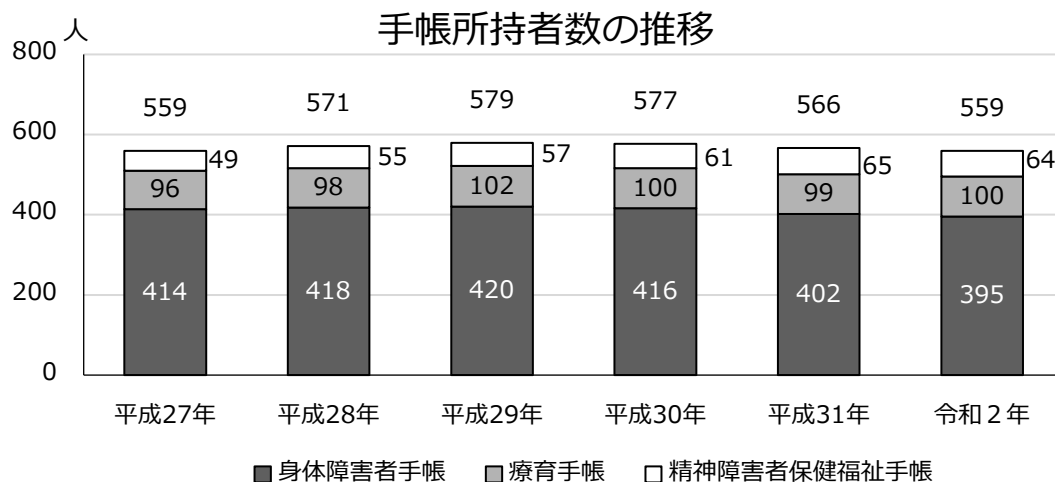
また、総人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少しています。65歳以上の高齢人口は平成30年まで増加していましたが、平成31年は減少、令和2年には横ばいとなっており、すべての世代において減少傾向に向かっていることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

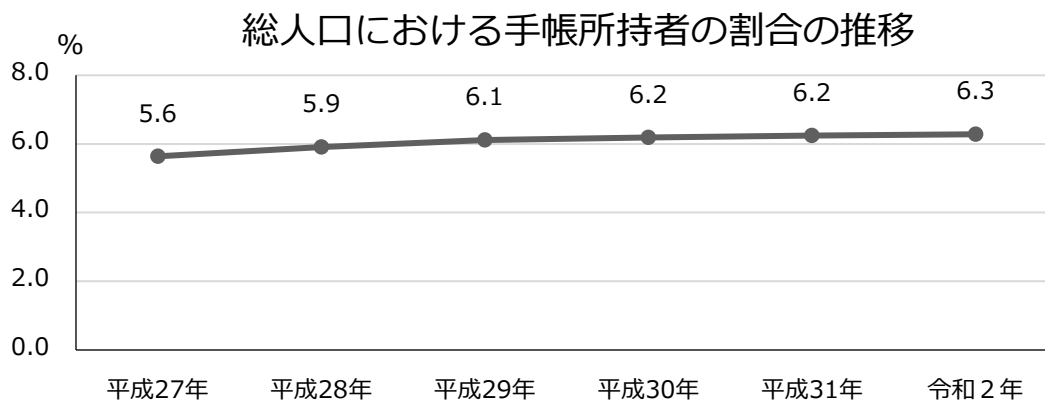
2 手帳所持者数の推移

手帳所持者数は、550～580 人程度で推移しています。手帳ごとの割合は身体障害者手帳所持者が全体の 7 割以上を占めています。



資料：福祉行政報告、健康福祉課

総人口における手帳所持者の割合は緩やかに増加しています。

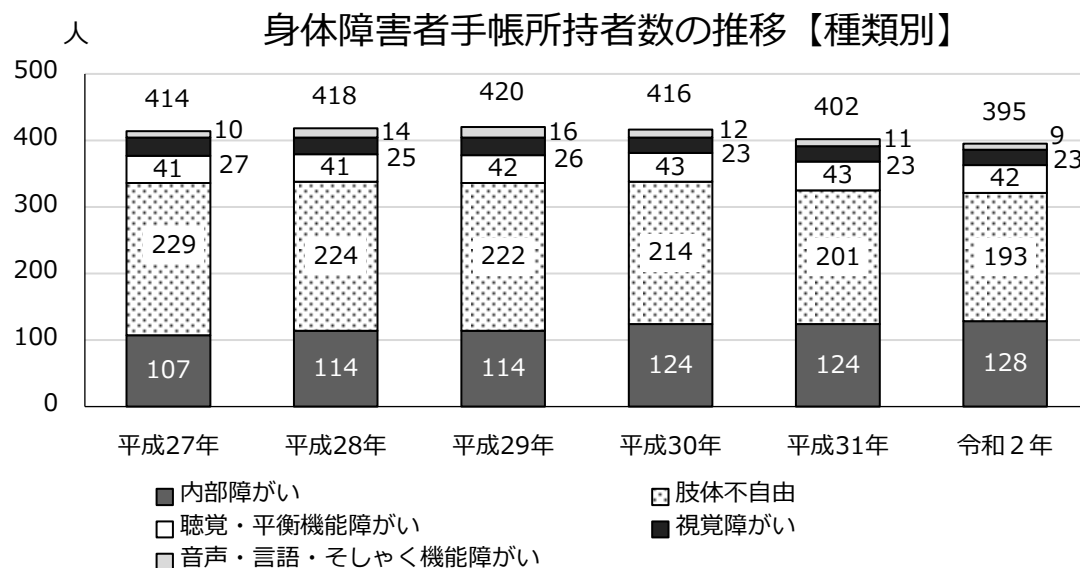


資料：福祉行政報告、健康福祉課

人口は住民基本台帳（各年3月末現在）

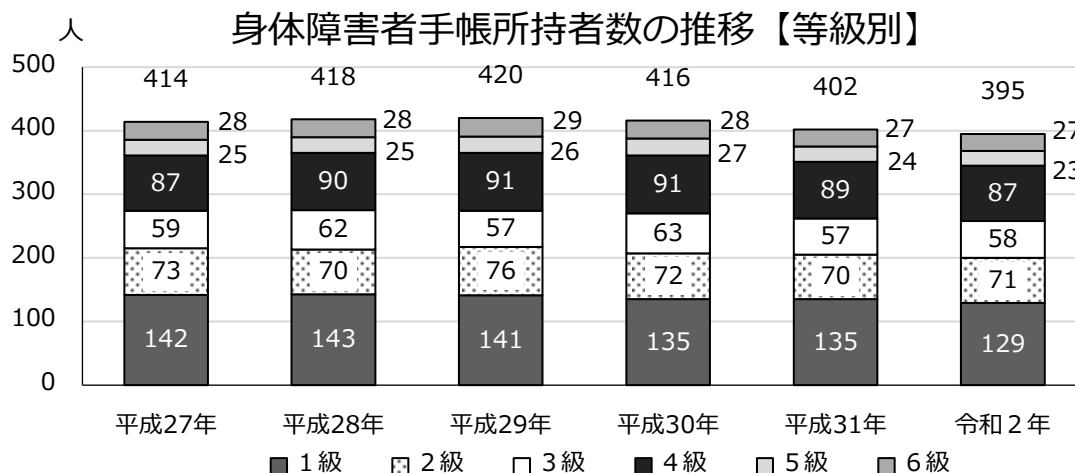
3 身体障害者手帳 種類別・等級別・年齢別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい種類は、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいとなっています。肢体不自由は減少傾向にありますが、内部障がいはやや増加傾向となっています。



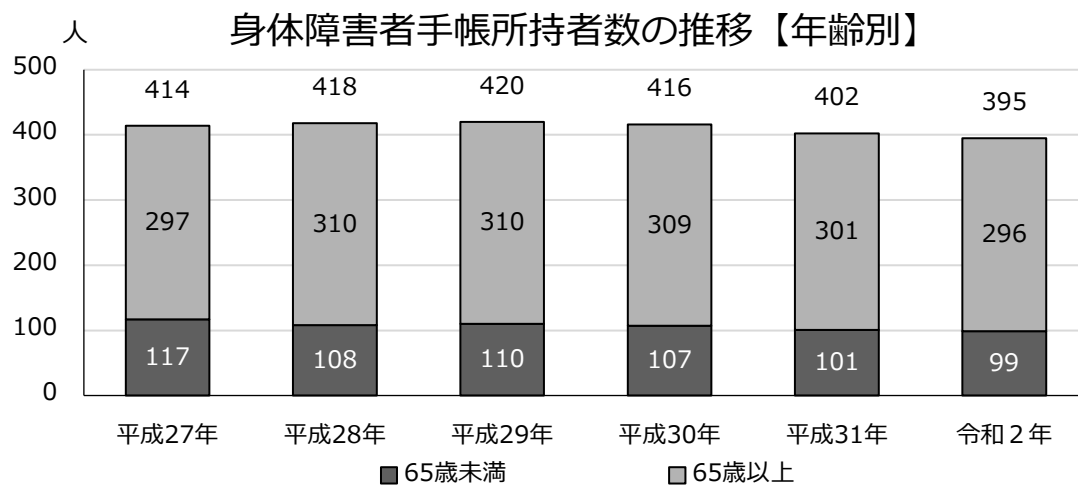
資料：福祉行政報告

身体障害者手帳所持者の等級は、1 級が最も多く、次いで 4 級、2 級となっており、重度の割合が高くなっています。



資料：福祉行政報告

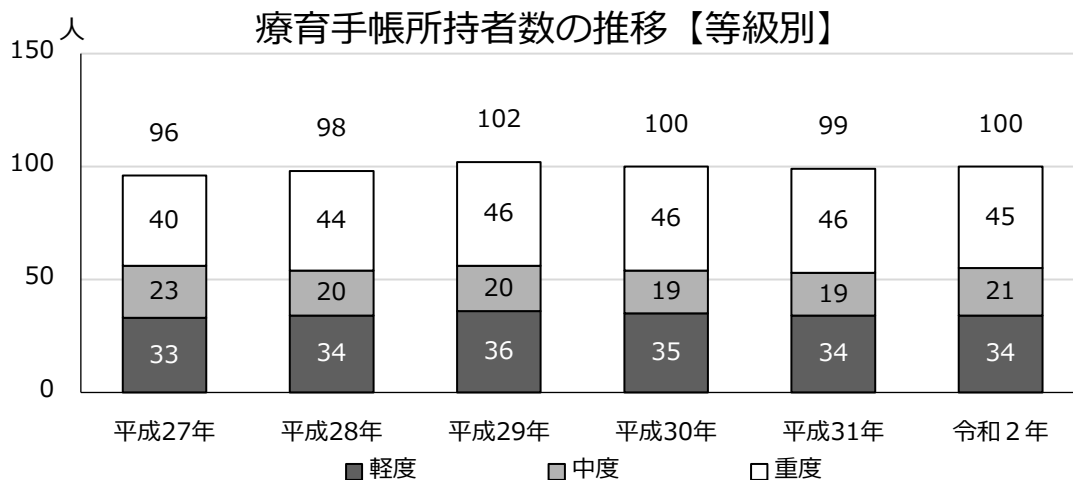
身体障害者手帳所持者の年齢は、65 歳以上が 65 歳未満を上回り、65 歳以上が全体の 7 割以上を占めています。年齢の区分ごとの人数は増減を繰り返しています。



資料：福祉行政報告

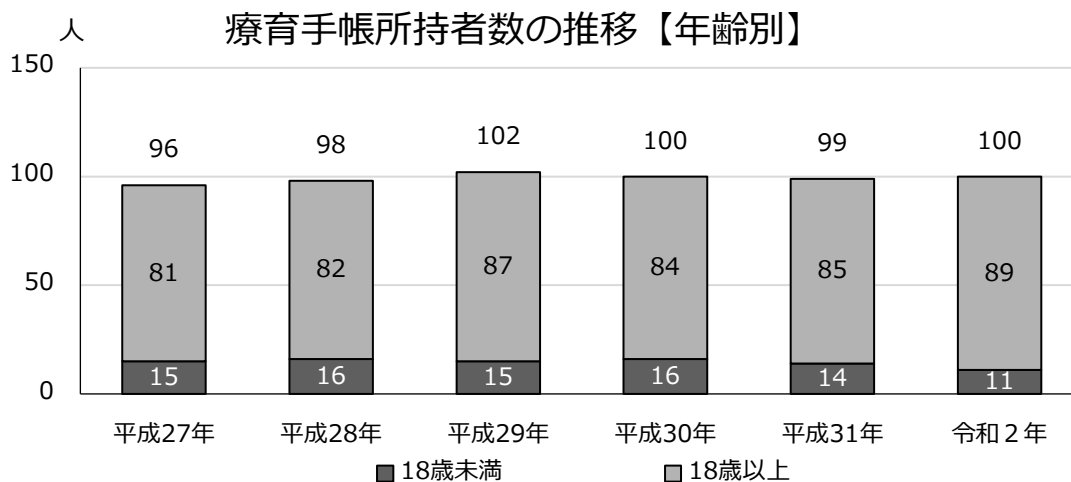
4 療育手帳所持者数 等級別・年齢別の推移

療育手帳所持者の等級については、重度が最も多くなっています。各等級の人数は大きな増減はなく、ほぼ同水準で推移しています。



資料：福祉行政報告

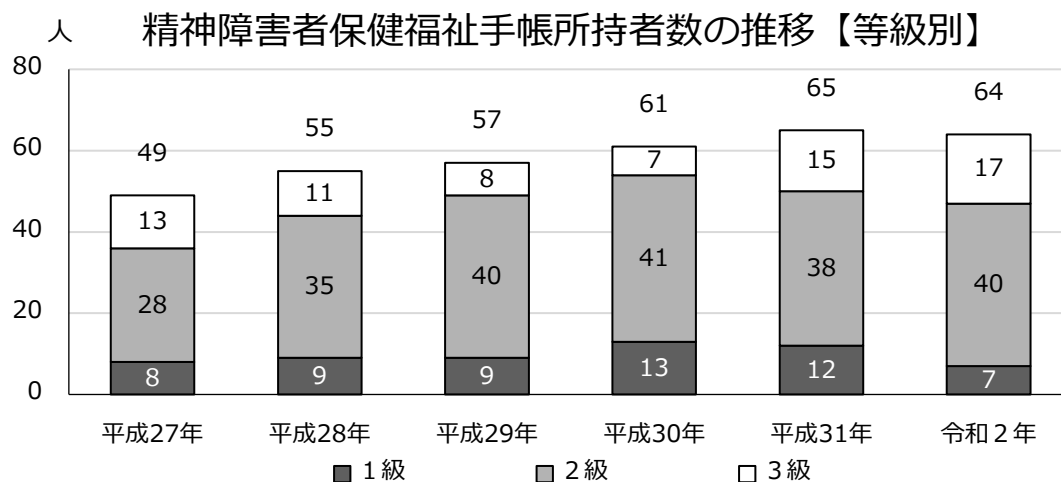
療育手帳所持者の年齢については、18歳未満、18歳以上はともに増減を繰り返しています。18歳未満が全体に占める割合も11%～16%程度で推移しています。



資料：福祉行政報告

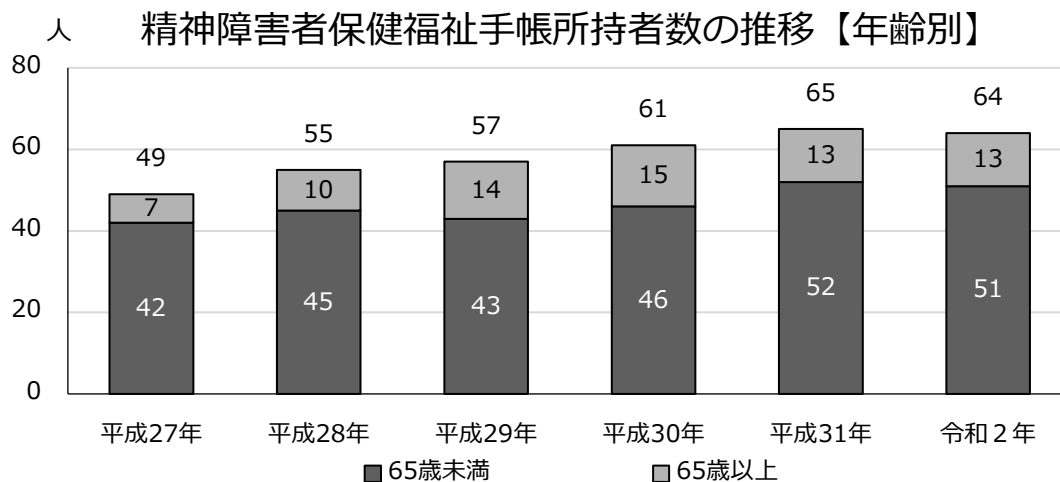
5 精神障害者保健福祉手帳所持者数 等級別・年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成31年までは増加傾向にありましたが、令和2年で1名減少しています。2級が最も多くなっており、全体の半数以上を占めています。



資料：健康福祉課

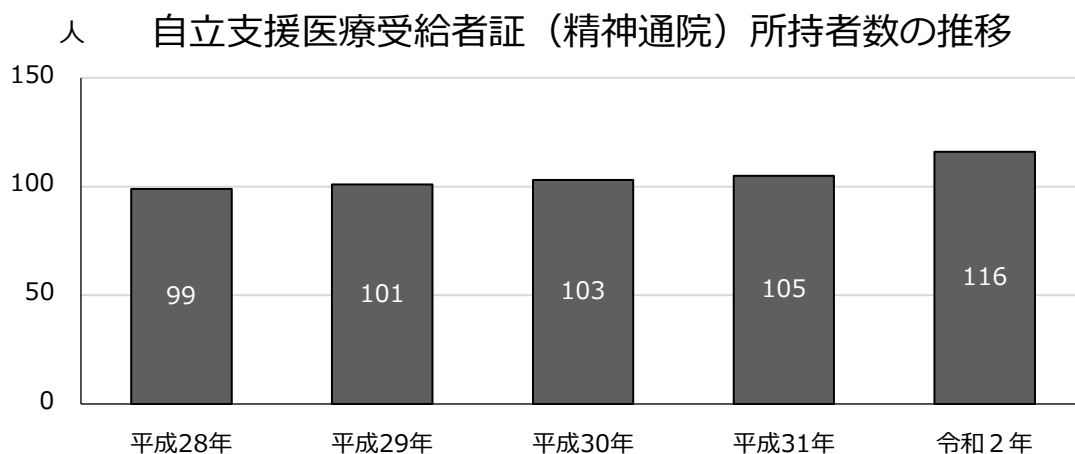
精神障害者保健福祉手帳の所持者の年齢については、65歳未満が65歳以上を上回っています。65歳以上の人数は平成29年以降10人を上回りやや増加傾向にあります。65歳未満の人数についても、平成31年以降は50人を上回っています。



資料：福祉行政報告

6 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数

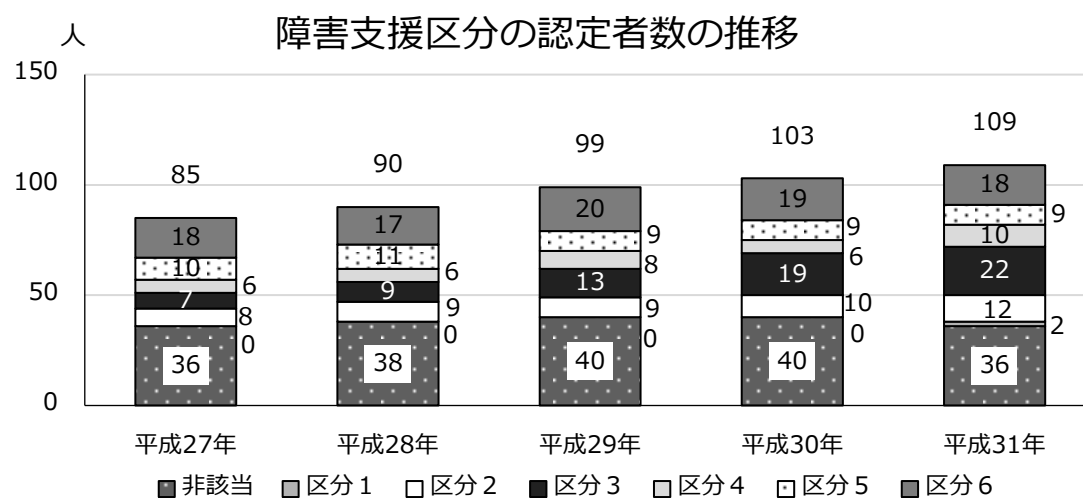
自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者は平成31年まで横ばいでしたが、令和2年に増加し、他の年度と比較して大きな増加となっています。



資料：健康福祉課

7 障害支援区分認定者数

障害支援区分の認定者数は増加傾向にあり、非該当が最も多くなっています。程度では区分2・3が増加傾向となっています。



資料：健康福祉課

第2節 調査結果からみる状況

計画の基礎資料とするため、アンケート調査とヒアリング調査を実施し、町民の皆様の障がい者福祉に対する意見、要望等をうかがいました。実施内容は、以下の通りです。

本文や図表中の選択肢表記は、調査票の文言から変更している場合があります。

アンケート調査

調査対象：町内にお住まいの障がいのある方、障がいの施設等入所者で本町のサービスを利用している方。

調査期間：令和2年8月12日～8月29日

回収結果：509名に配布し、256名の方から回答を得ました。（回収率：50.3%）

ヒアリング調査

調査対象：町内の障がい者福祉に関する団体

（大多喜町身体障害者福祉会、大多喜町手をつなぐ親の会）

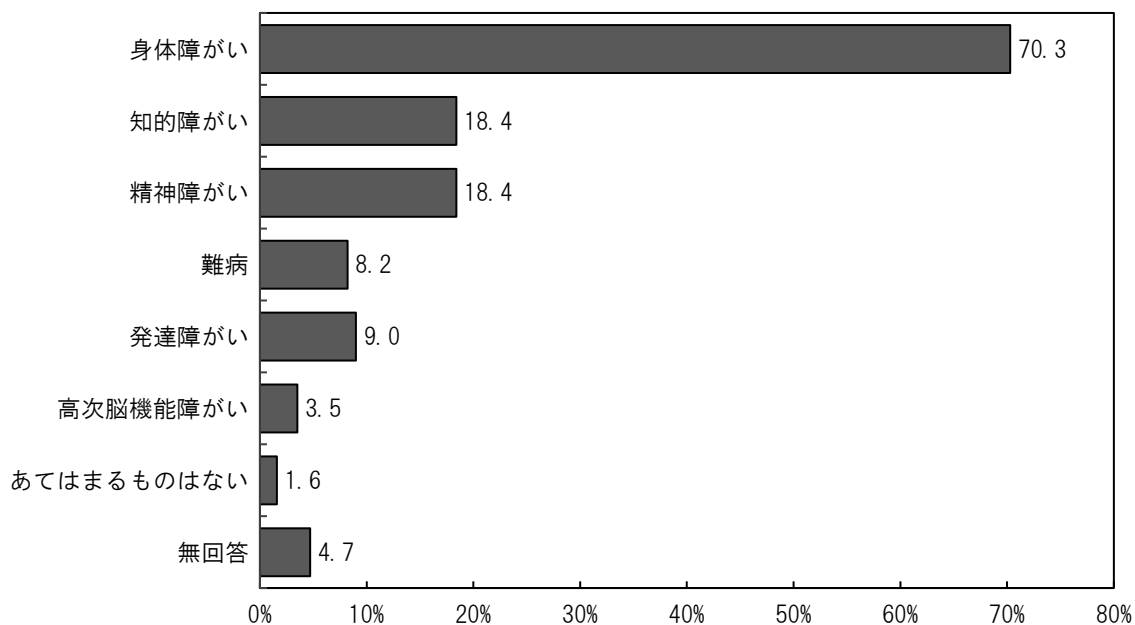
調査日程：令和2年9月3日

調査方法：各団体代表者に事前にヒアリングシートを配布し、調査当日に直接聴き取り調査形式で実施

◆回答者の状況（障がいの種類）◆

アンケート調査回答者の障がいの種類は、「身体障がい」が70.3%と最も多く、次いで「知的障がい」「精神障がい」が18.4%、「発達障がい」が9.0%となっています。

n=256



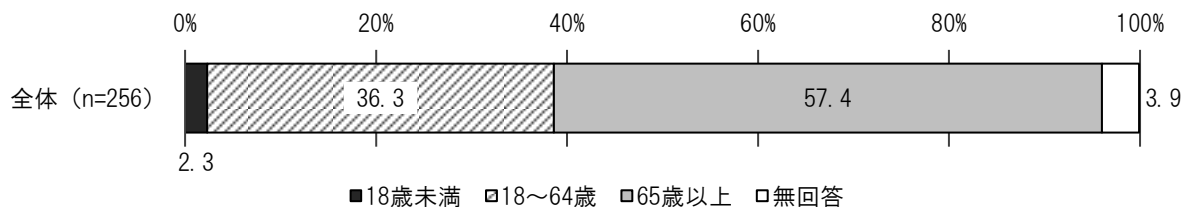
※精神障がいは手帳非所持で自立支援医療（精神通院）受給者を含みます。

※複数の障がいを持っている方は複数に該当するため、合計が100.0%になりません。

◆回答者の状況（年齢）◆

アンケート調査回答者の年齢は、「65歳以上」が57.4%で最も多く、次いで「18～64歳」が36.3%、「18歳未満」が2.3%となっています。

n=256

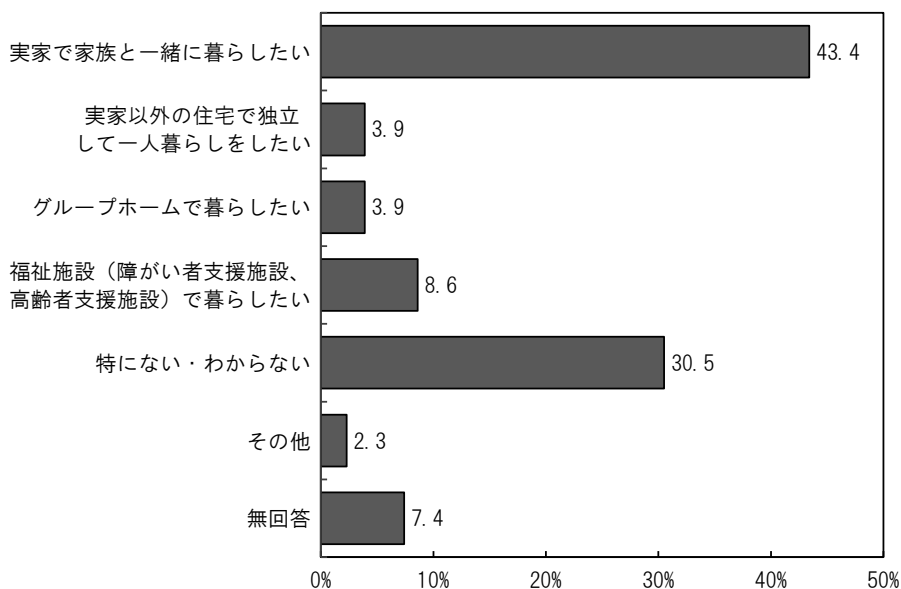


◆今後の希望する暮らし◆

「実家で家族と一緒に暮らしたい」が43.4%と最も多く、次いで「特にない・わからない」が30.5%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が8.6%となっています。

年齢別にみると、18歳未満で「特にない・わからない」が、18～64歳で「実家以外の住宅で独立して一人暮らしをしたい」がそれぞれ他と比較して多くなっています。

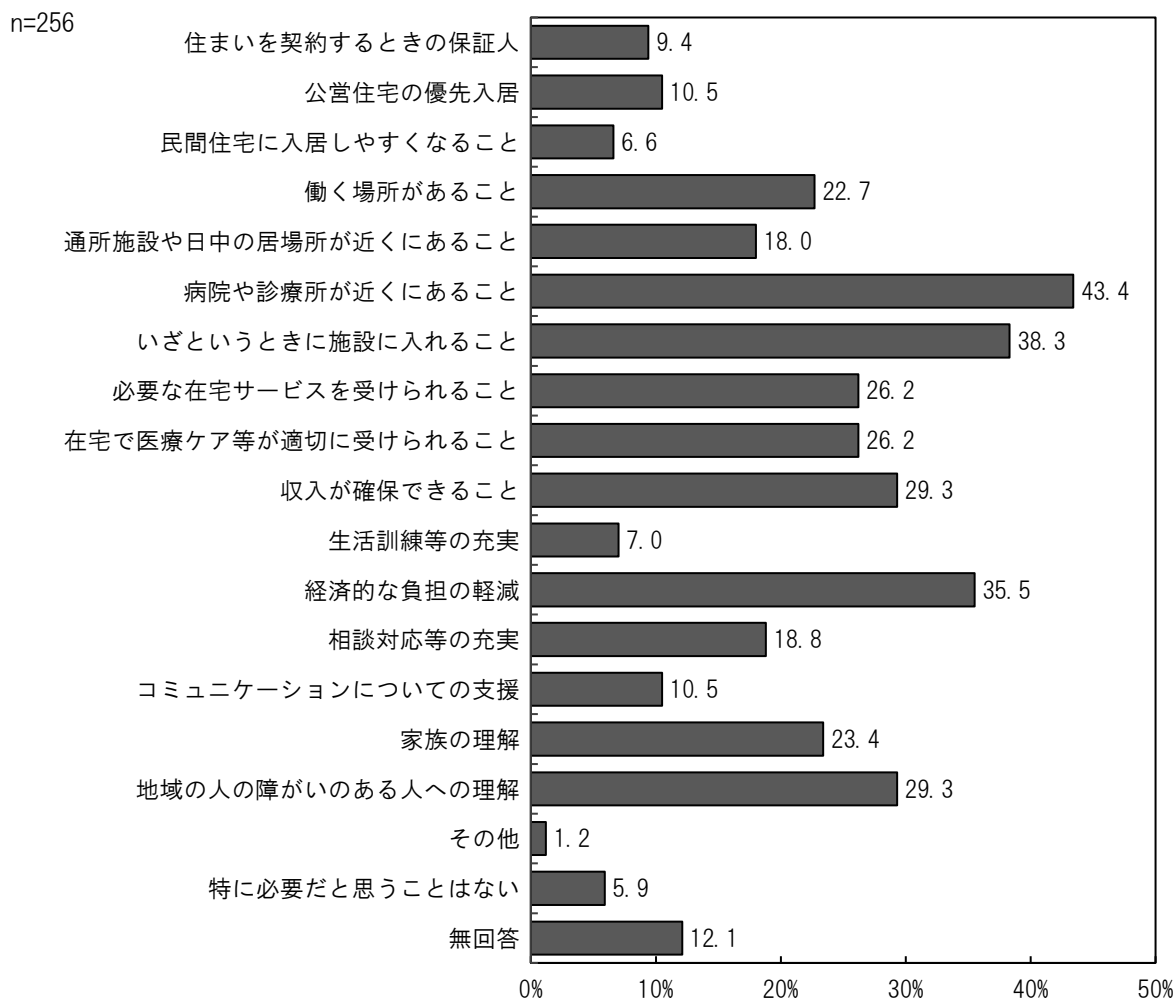
n=256



単位：%	n	実家で家族と一緒に暮らしたい	実家以外の住宅で独立して一人暮らしをしたい	グループホームで暮らしたい	福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	特にない・わからない	その他	無回答
18歳未満	6	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
18～64歳	93	43.0	10.8	3.2	10.8	28.0	3.2	1.1
65歳以上	147	45.6	0.0	4.1	7.5	30.6	2.0	10.2

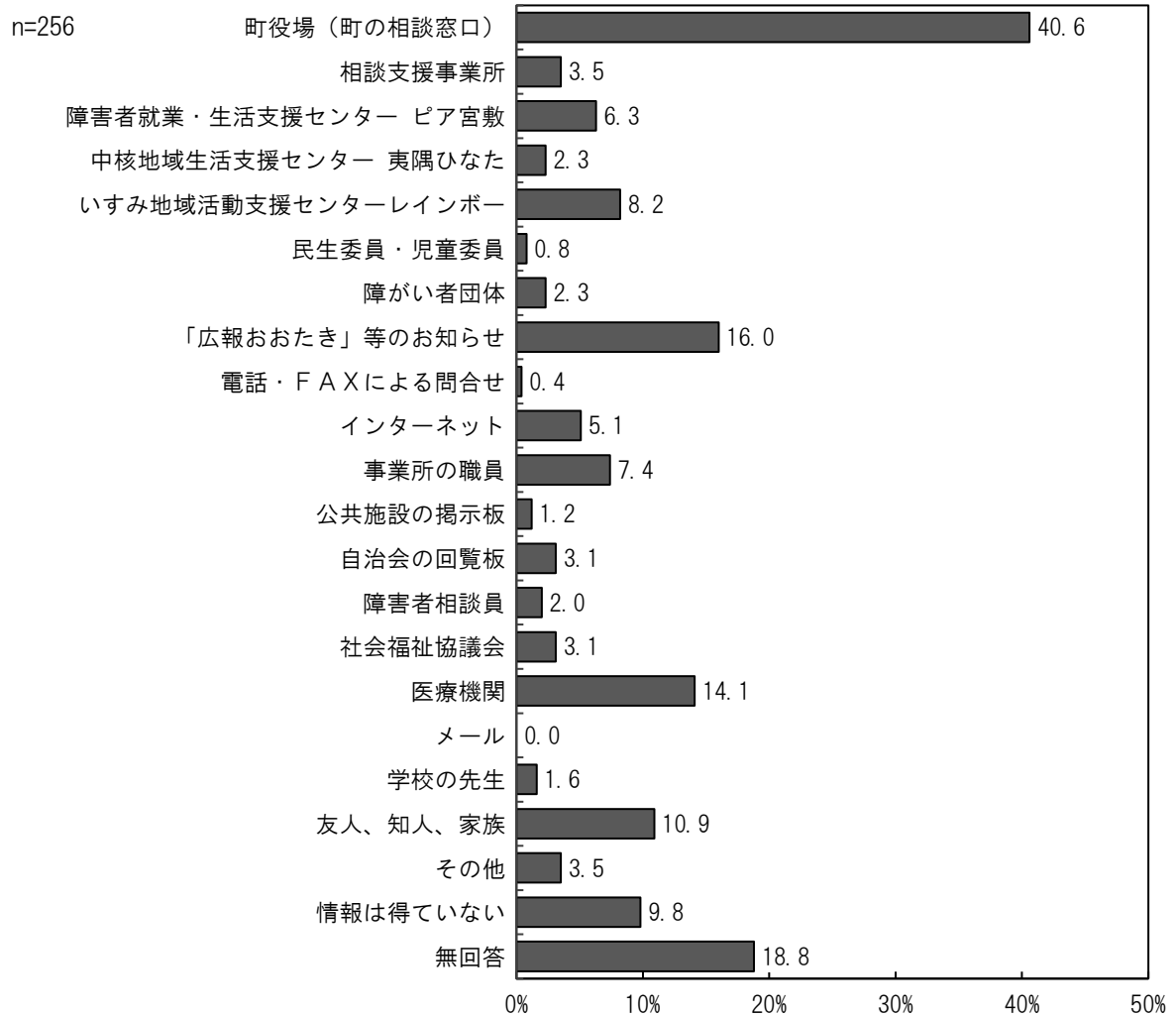
◆障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要なこと◆

「病院や診療所が近くにあること」が43.4%と最も多く、次いで「いざというときに施設に入れること」が38.3%、「経済的な負担の軽減」が35.5%となっています。



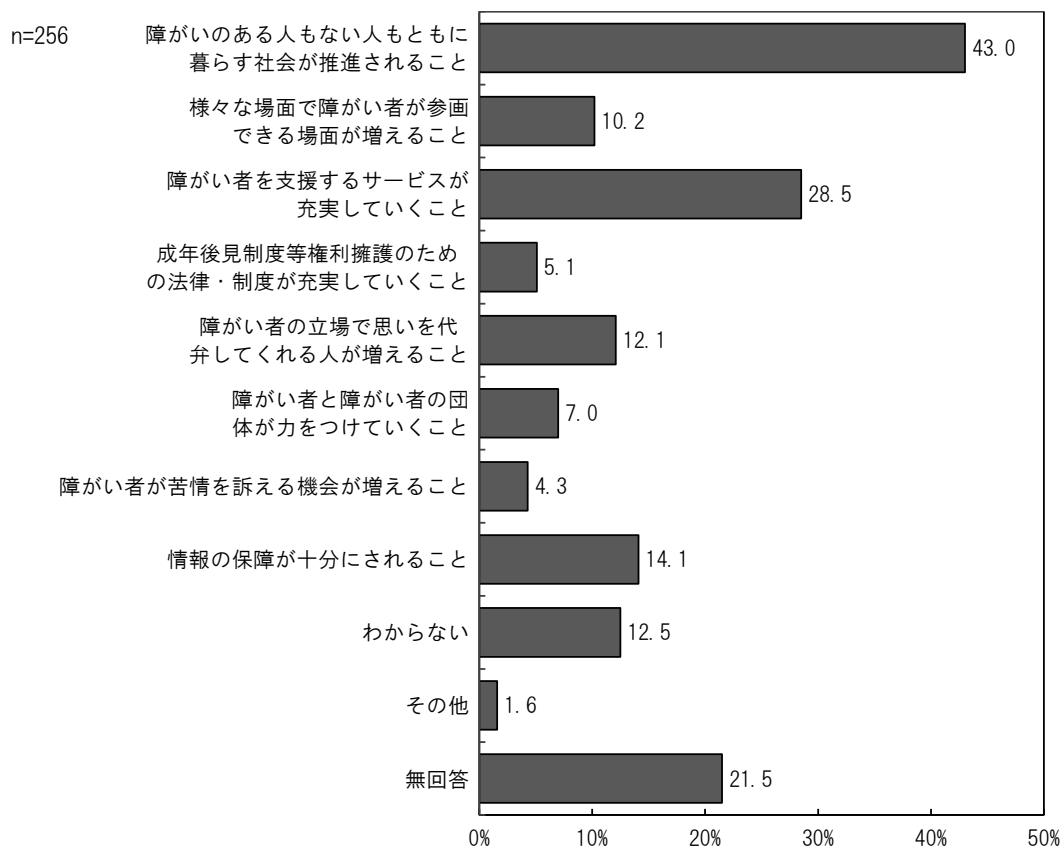
◆障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先◆

「町役場（町の相談窓口）」が40.6%と最も多く、次いで「広報おおたき」等のお知らせ」が16.0%、「医療機関」が14.1%となっています。「情報は得ていない」は9.8%となっています。



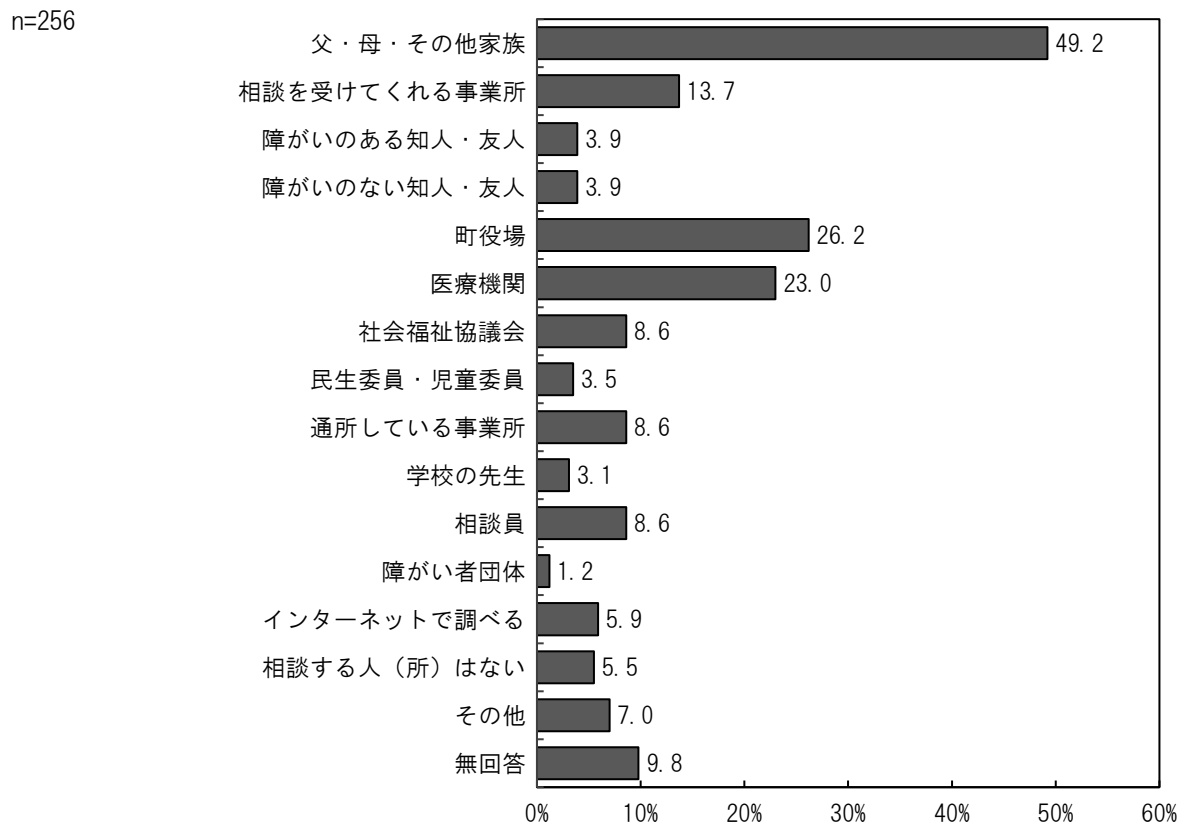
◆障がい者の人権を守るために重要だと思うこと◆

「障がいのある人もない人もともに暮らす社会が推進されること」が 43.0%と最も多く、次いで「障がい者を支援するサービスが充実していくこと」が 28.5%、「情報の保障が十分にされること」が 14.1%となっています。



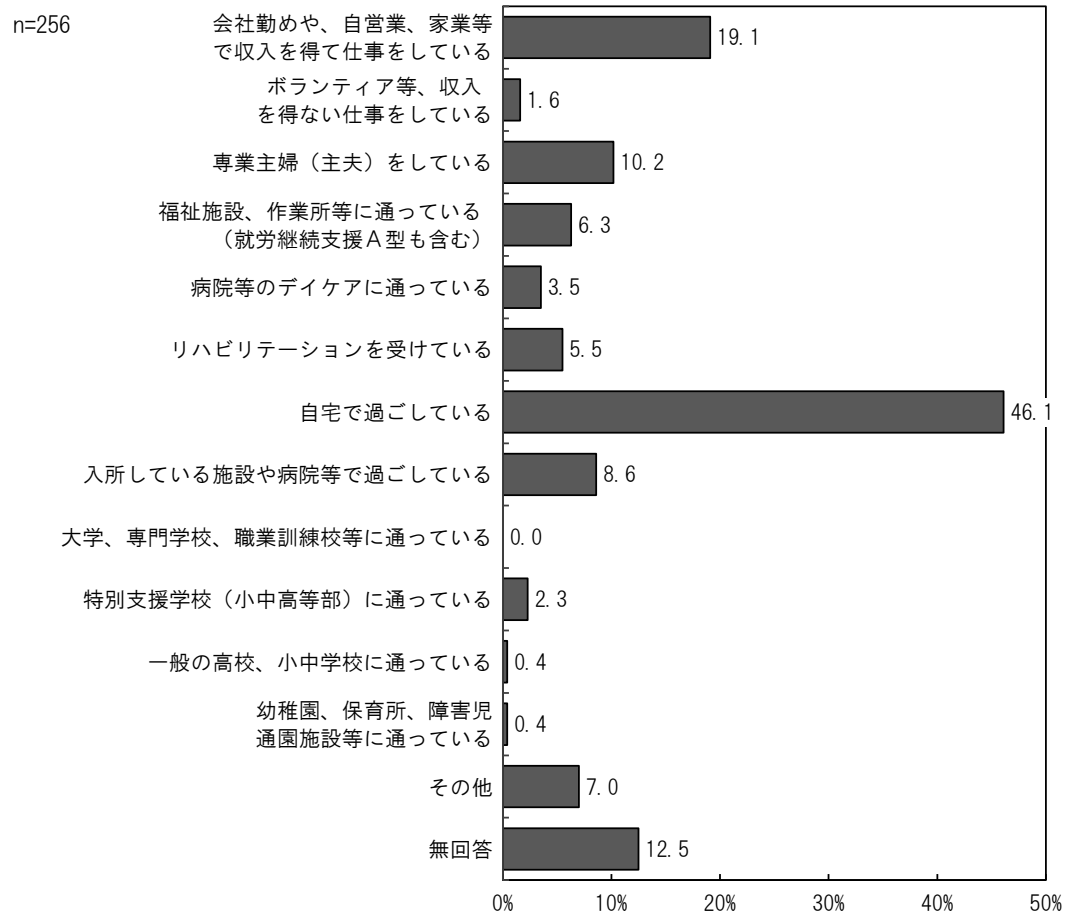
◆困ったとき、悩んでいるときの相談先◆

「父・母・その他家族」が 49.2%と最も多く、次いで「町役場」が 26.2%、「医療機関」が 23.0%となっています。



◆平日の昼間の過ごし方◆

「自宅で過ごしている」が46.1%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が19.1%、「専業主婦（主夫）をしている」が10.2%となっています。



年齢別にみると、18～64 歳で「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」、65 歳以上で「専業主婦（主夫）をしている」、「自宅で過ごしている」がそれぞれ他と比較して多くなっています。

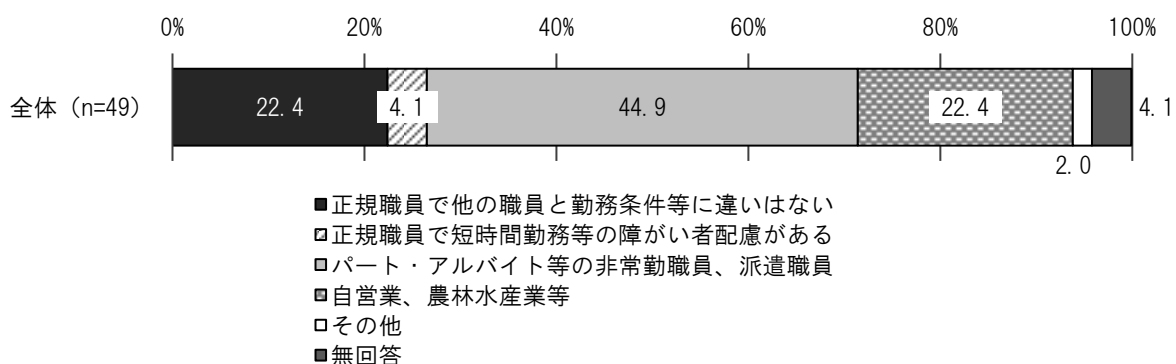
単位：％	n	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている	ボランティア等、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	病院等のデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校等に通っている	特別支援学校（小中高等部）に通っている
18歳未満	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	83.3
18～64歳	93	37.6	3.2	3.2	14.0	3.2	1.1	32.3	8.6	0.0	0.0
65歳以上	147	8.2	0.7	15.6	2.0	4.1	8.2	59.2	7.5	0.0	0.0

単位：％	n	通一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育園、保育所、障害児施設等に通っている	その他	無回答
18歳未満	6	0.0	0.0	0.0	16.7
18～64歳	93	1.1	1.1	8.6	6.5
65歳以上	147	0.0	0.0	6.8	15.0

◆働いている人の勤務形態◆

平日の昼間「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」方の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 44.9%と最も多く、次いで「正規職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」「自営業、農林水産業等」が 22.4%、「正規職員で短時間勤務等の障がい者配慮がある」が 4.1%となっています。

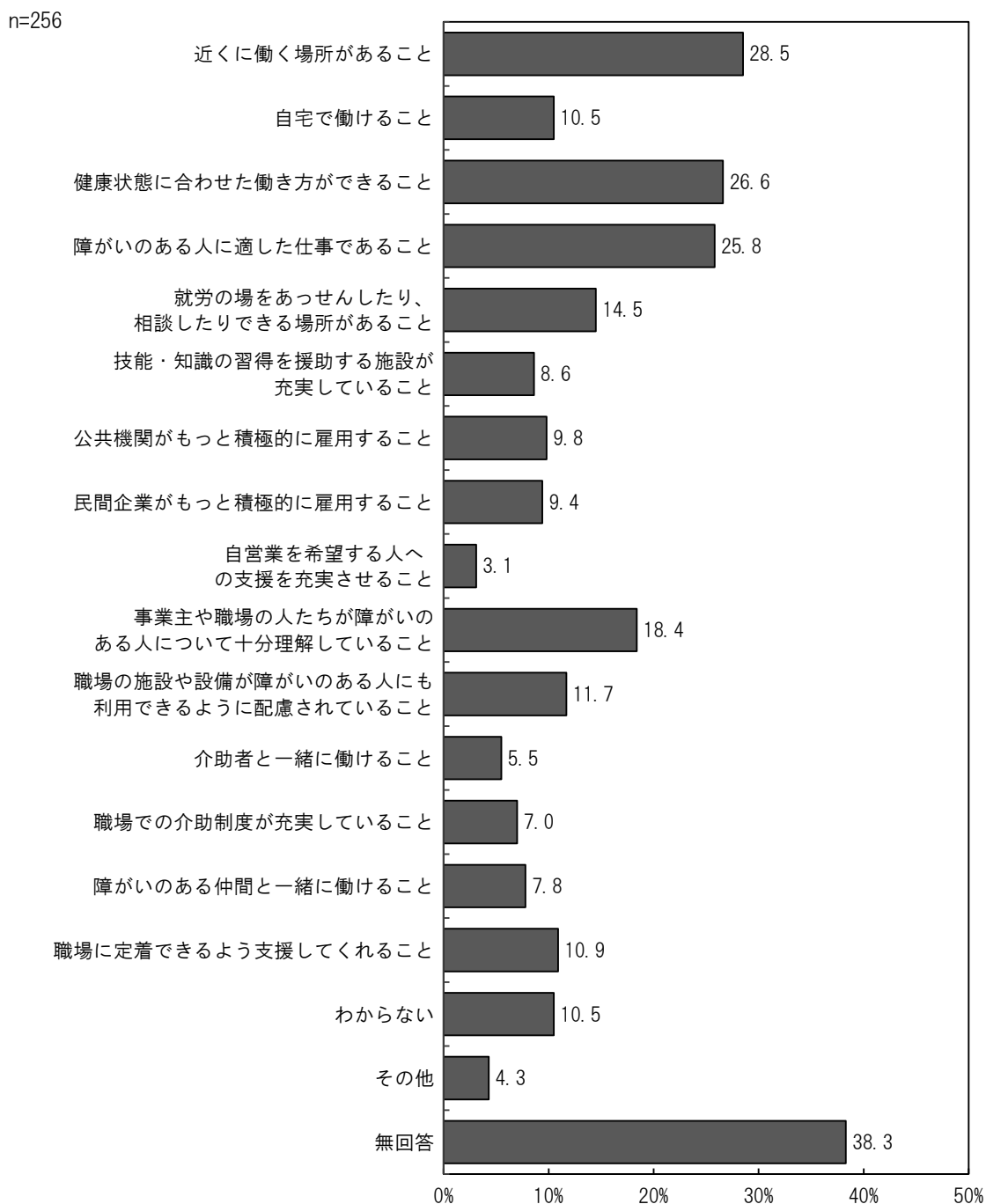
年齢別にみると、18～64 歳では「正規職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」、65 歳以上で「自営業、農林水産業等」がそれぞれ他と比較して多くなっています。18 歳未満の回答者には、該当者はいませんでした。



	n	条 件 正 規 職 員 で 他 の 職 員 と 勤 務	障 が 正 規 職 員 で 配 慮 が あ る 勤 務 等 の	常 勤 パ ー ト 職 員 ・ ア ル バ イ ト 等 の 非	自 営 業 、 農 林 水 産 業 等	そ の 他	無 回 答
単位: %							
18歳未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18～64歳	35	25.7	5.7	54.3	8.6	2.9	2.9
65歳以上	12	8.3	0.0	25.0	58.3	0.0	8.3

◆働くために必要なこと◆

「近くに働く場所があること」が 28.5%と最も多く、次いで「健康状態に合わせた働き方ができること」が 26.6%、「障がいのある人に適した仕事であること」が 25.8%となっています。



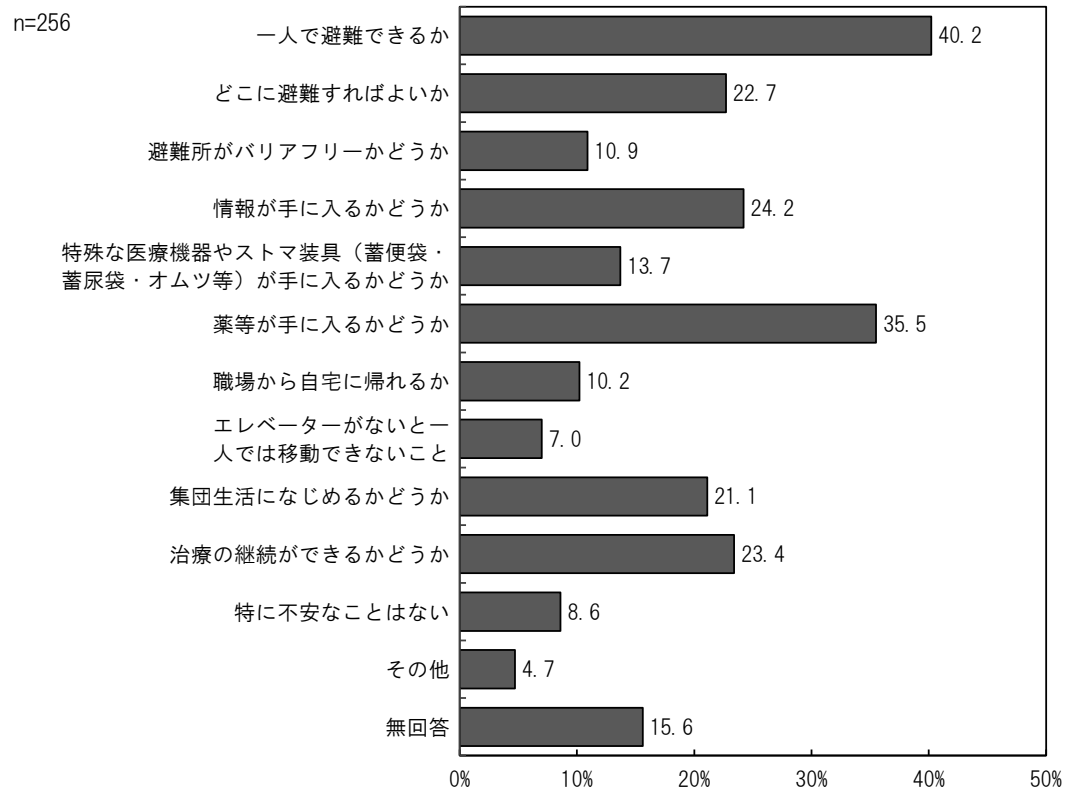
年齢別にみると、働いている人が多い18～64歳の年齢では、全体と比較して、「近くに働く場所があること」「健康状態に合わせた働き方ができること」「障がいのある人に適した仕事であること」「事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること」「職場の施設や設備が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること」「職場に定着できるよう支援してくれること」が多くなっています。

単位：％	n	近くに働く場所があること	自宅で働けること	健康状態に合わせた働き方ができること	障がいのある人に適した仕事であること	就労の場があつせんしたり、相談できる場所があること	技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	公共機関がもっと積極的に雇用すること	民間企業がもっと積極的に雇用すること	自営業を希望する人への支援を充実させること	事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること
18歳未満	6	66.7	16.7	33.3	83.3	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	83.3
18～64歳	93	38.7	10.8	36.6	35.5	21.5	10.8	12.9	16.1	4.3	26.9
65歳以上	147	19.7	10.9	19.0	16.3	8.8	6.1	8.2	5.4	2.0	10.2

単位：％	n	職場の施設や設備が障がいのある人にも利用できること	介助者と一緒に働けること	職場での介助制度が充実していること	障がいのある仲間と一緒に働けること	職場に定着できるよう支援してくれること	わからない	その他	無回答
18歳未満	6	50.0	50.0	33.3	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7
18～64歳	93	17.2	7.5	10.8	11.8	19.4	8.6	4.3	21.5
65歳以上	147	6.8	2.7	3.4	4.1	4.1	11.6	4.8	50.3

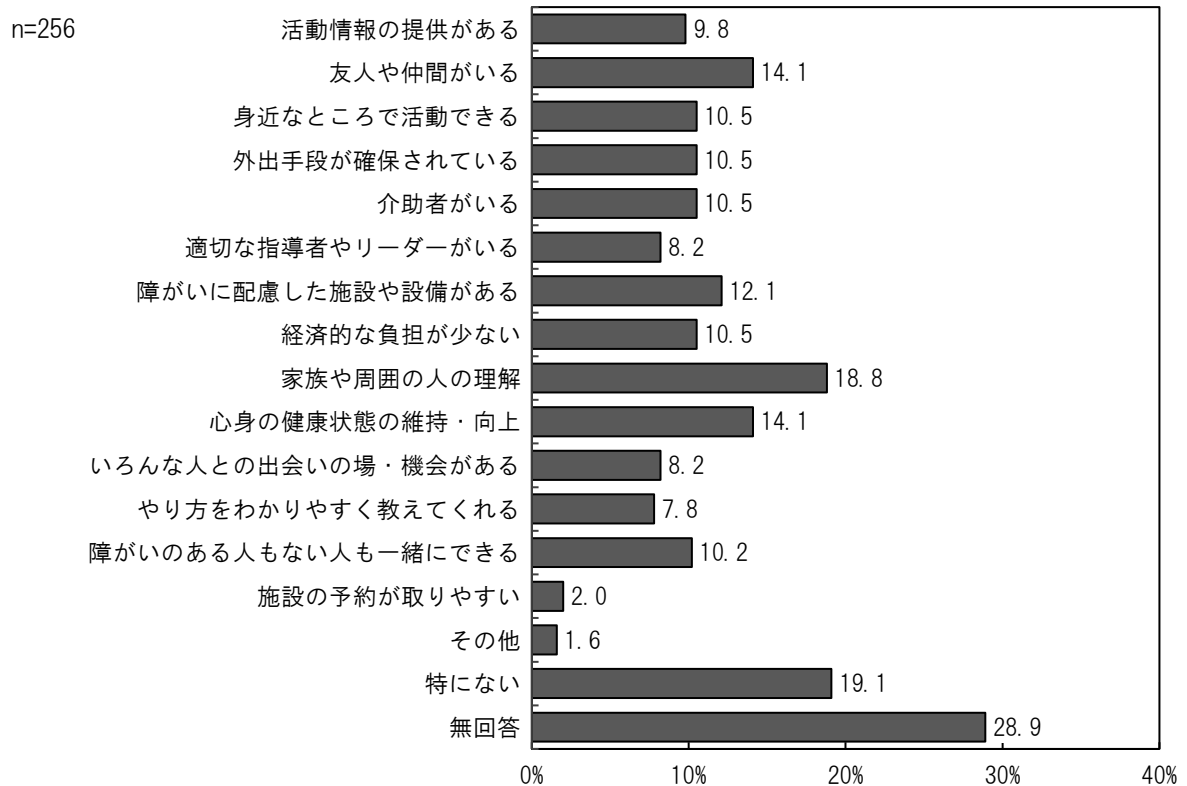
◆災害に遭ったときにどういうことで不安を感じると思うか◆

「一人で避難できるか」が40.2%と最も多く、次いで「薬等が手に入るかどうか」が35.5%、「情報が手に入るかどうか」が24.2%となっています。



◆社会活動、余暇活動に参加するために必要な条件◆

「特にない」が19.1%と最も多く、次いで「家族や周囲の人の理解」が18.8%、「友人や仲間がいる」「心身の健康状態の維持・向上」が14.1%となっています。



第3節 課題と今後の方向性

1 地域での生活について

【アンケート調査より】

- 今後の希望する暮らしは、「実家で家族と一緒に暮らしたい」が最も多い。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要なことは、「病院や診療所が近くにあること」、「いざというときに施設に入れること」が多い。

【現行計画の進捗状況より】

- 施設入所者数は減少傾向にあり、地域生活への移行が進んでいる。
- 地域生活支援拠点は圏域内の市町で検討しているが、未設置となっている。

施設入所者の減少から地域生活への移行は進みつつあることがうかがえます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域で生活しながら適切な支援が受けられることが必要とされているため、引き続き地域で生活するためのサービスの提供等、支援に取り組めます。

また、地域生活支援拠点の設置を目指して検討を進める必要があります。

2 理解促進、権利擁護について

【アンケート調査より】

- 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先については、「町役場（町の相談窓口）」や「広報おおたき」等のお知らせの割合が高い。
- 成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が最も多く、「名前も内容も知っている」は約2割となっている。
- 困ったとき、悩んでいるときの相談先については、「父・母・その他家族」が最も多い。

【ヒアリング調査より】

- 障がい者と地域の人との交流のきっかけがない。交流を深め、理解を広げていくこと、まずは知ってもらうことが重要。

【現行計画の進捗状況より】

- ・緊急時のコミュニケーション手段の支援、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業が未実施となっていた。
- ・「合理的配慮」について、庁舎内の掲示場・担当課窓口で周知を行ってきたが、町広報・ホームページ等への掲載は行っていない。

地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業が未実施だったほか、「合理的配慮」についての啓発等も不十分だったため、充実させていく必要があります。

情報の入手先については、「町役場（町の相談窓口）」が最も多くなっているため、町としてわかりやすい情報発信に努めることが重要です。また、困った際の相談先は身近な人が多くなっているため、必要な場合には専門機関が適切に利用されるよう、相談窓口の周知も進める必要があります。

3 子どもへの支援体制について

【アンケート調査より】

- ・幼稚園、保育所、学校、通園施設等に通ううえで重要と思うものについては、「学習支援や介助等、園・学校生活のサポート」、「送迎等、通園・通学のサポート」が特に多く、「生活訓練や職業訓練等、専門的な指導」、「福祉サービス事業所等、外部の支援機関との連携」、「放課後や夏休み等の一時預かりができる場所を増やす」も重視されている。

【現行計画の進捗状況より】

- ・母子保健事業、子育て支援事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めている。
- ・すべての事業はおおむね計画通りに実施されており、障がいのある子どもの状況に合わせて取り組みを進めている。

これまで、障がいの予防・早期発見に加え、特別支援教育の充実等に努めてきました。引き続き、障がいの早期発見や、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実に取り組むことが重要です。

4 就労について

【アンケート調査より】

- 平日の昼間の過ごし方については、「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が19.1%となっている。
- 働いている人の勤務形態についてみると、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多くなっている。
- 働くために必要なことについてみると、「近くに働く場所があること」、「健康状態に合わせた働き方ができること」、「障がいのある人に適した仕事であること」が多くなっている。また、「事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること」も次いで多くなっている。

【現行計画の進捗状況より】

- 障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知については、町単独での実施が難しいため、圏域の市町や関係機関と連携して取り組んでいる。
- 就職情報案内事業について、町内の企業の紹介を実施しているが、障がい者の一般雇用についての掲載内容が十分でないため、各企業から障がい者の雇用に関する情報提供を求める必要がある。

障がい者の状況に応じた就労の場の拡大が求められています。引き続き、圏域の市町や関係機関と連携して就労しやすい環境の整備に努めます。

また、雇用する企業や従業員が障がい者雇用に対する理解を深められるよう働きかけ、連携を進めることも重要です。

5 安全・安心な暮らしの確保について

【アンケート調査より】

- 災害に遭ったときにどういうことで不安を感じると思うかについては、「一人で避難できるか」、「薬等が手に入るかどうか」、「情報が手に入るかどうか」が多くなっている。

【ヒアリング調査より】

- リハビリ参加希望者が多いが、移動手段の確保が難しい。
- ハザードマップをもっと活用する必要があるのではないか。

【現行計画の進捗状況より】

- ・地域生活支援事業、住宅入居等支援事業については未実施となっている。
- ・外出手段が限られた中での福祉タクシーや外出支援サービスの利用回数、利用場所の制限等について、障がい者の社会参加を推進していくうえで改善が必要。
- ・災害時等の緊急時に備えて、地域ぐるみで見守り・支え合いのネットワークづくりを推進している。避難所等での備品等の整備が不十分であるので充実を図っていく必要がある。

安全や災害に関する意識が高まっている中、緊急時に備えたネットワークづくりや、適切な情報提供を推進する必要があります。

また、外出や移動の支援を改善し、障がい者が安心して社会参加できる環境づくりを進めることが重要です。

6 健康的で文化的な生活への支援について

【アンケート調査より】

- ・社会活動、余暇活動に参加するために必要な条件については、「特にない」が最も多く、「家族や周囲の人の理解」、「友人や仲間がいる」、「心身の健康状態の維持・向上」が続いている。

【ヒアリング調査より】

- ・コロナ禍で、外出や移動が制限されているため行事等の楽しみが減っている。
- ・移動支援やボランティアの協力が必要で、活動を維持していくことが難しい。

【現行計画の進捗状況より】

- ・健康づくりに向けた講座は参加につながりやすいため、今後も継続して取り組む必要がある。

健康づくりと社会参加の両面から、支援を行ってきました。講座や学習機会を設け、参加者や社会の状況に応じて活動に参加する機会を確保するとともに、参加しやすくするための支援を実施する必要があります。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がい福祉の推進のために地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきており、本町でも障がいのある方の生活を支援するため、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、障害者基本法が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現はいまだ道半ばであるため、この実現を目指し、着実に歩いていく必要があります。

このため、本計画では、まちづくりを推進していくための基本理念（基本的な考え方）を、「一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり」と定めます。本町では、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支え合うことができるまちづくり、そして、すべての障がい者が自分の望む生き方を主体的に選ぶことで、個性を発揮して地域で活躍でき、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送ることができるまちづくりを目指します。

一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり

第2節 基本方針

1 「合理的配慮」の拡充とその基礎となる環境整備

障害者権利条約では、「合理的配慮」、すなわち、「障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を、『過大な負担がかからない範囲』で行うこと」を社会の責務と位置づけました。本町においても、あらゆる施策分野で、「合理的配慮」を最大限に行うことを目指し、その基礎となる環境整備を進めていきます。

2 療育・リハビリテーションの重視

障がい・発達の遅れ・不安等を早期に発見し、適切な療育やリハビリテーションを行うことは、心身機能の維持・回復のみならず、その後の社会生活に大きな効果があると考えられます。本町では、今後も療育・リハビリテーションを重視した障がい者施策を推進していきます。

第3節 基本目標と施策の体系

1 基本目標

基本理念に基づき、以下の6つの基本目標を掲げます。

①地域生活への支援の充実

障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けることができるよう取り組みを進めることで、住民が相互に尊重し合い、安心して暮らすことのできる地域の実現を目指します。

障がい者ができる限り住み慣れた地域で自立生活を継続できるよう、また、施設入所者や長期入院者が地域生活に移行できるよう、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービス等、心身の状況やニーズに応じた多様な支援を進めます。また、障がい保健福祉圏域で連携しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。

②理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進

障がいに対する理解を深め、虐待の防止や権利擁護に取り組むことは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現の基本となるものです。

家庭や地域、学校、職場等あらゆるところで、すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動を推進していきます。

また、ケアマネジメント等を通じたきめ細かな相談支援に努めるとともに、手話・要約筆記等、多様な手段でコミュニケーションが行える環境づくりに努めます。

さらには、親亡き後の財産管理、成年後見制度の利用促進等、障がい者の権利を擁護し、自立した意思決定を支援するしくみづくりを進めていきます。

③子どもへの支援体制の充実

障がいのある子どもが地域とともに学び、育つことは、その子の将来の生活や地域社会を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の子ども・子育て支援施設や療育施設、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、関係機関との連携により適切な進路相談・指導の実施に努めます。

④就労支援の強化

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るためにも重要です。

行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、企業等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労の拡大を図ります。また、企業等への就職が困難な方への福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

⑤安全・安心な暮らしの確保

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防犯等の面での障がい者への配慮に努めるとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりを一層進めていきます。

また、災害等の緊急時に備え、地域ぐるみで障がい者を見守る支え合いのネットワークづくりを進めていきます。

⑥健康で文化的な生活への支援

障がい者一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を図るため、また、心身機能の維持・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取り組みを促進します。

また、障がい者の生活を豊かにし、地域住民の障がいへの理解を深めるため、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動等、幅広い活動への参加を促進していきます。

2 施策の体系

本計画では、以下のような体系に基づいて施策に取り組みます。

基本理念	基本目標	施策の方向
一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり	1 地域生活への支援の充実	(1) 居住の場への支援の充実
		(2) 地域生活支援拠点の整備
		(3) 日中活動への支援の充実
		(4) 生活支援サービスの充実
	2 理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進	(1) 障がいに関する理解促進
		(2) 相談支援の充実
		(3) 権利擁護及び自立した意思決定の推進
		(4) 円滑なコミュニケーションの支援
	3 子どもへの支援体制の充実	(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
		(2) 特別支援教育の推進
		(3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進
	4 就労支援の強化	(1) 一般就労の促進
		(2) 行政自身の障がい者雇用対策の強化
		(3) 福祉的就労の促進
	5 安全・安心な暮らしの確保	(1) 障がい者にやさしい公共空間の整備
		(2) 暮らしやすい住宅づくりの促進
		(3) 外出手段の確保
		(4) 地域医療の充実促進
		(5) 生活安全対策の推進
	6 健康的で文化的な生活への支援	(1) 心と体の健康づくりの推進
		(2) 生涯学習機会の拡大
		(3) スポーツ・レクリエーションへの参加の促進